

昭和毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第四百八十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 告示

米飯提供業者の登録  
結核病、ブルセラ病検査の実施

国民健康健険条例等の改正認可

港湾管理について意見を申し出るべき期間

鳥取県調理士試験の実施  
改良普及員資格試験の実施

### 登録番号

氏 名

名称又は屋号

住

所

営業所の所在地

七五八

富田 花子

久 古 屋

西伯郡淀江町西原五三六

住所に同じ

七五九

伊田 孝昌

鳥取赤十字病院

鳥取市西町一

七六〇

佐々木 盛

鳥取県立中央病院

鳥取市吉方二六五

鳥取県告示第四百九十号  
次のように結核病、ブルセラ病の検査を実施するから、

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に對して検査を受けること

を命ずる。

昭和三十二年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、

及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。

ただし生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病検査—ブルセラ急速凝集反応法 試験管法

ブルセラ病検査—ブルセラ急速凝集反応法 試験管法

実 施 期 日

第一 次 第二次

実 施 区 域

実 施 場 所

|        |        |              |             |
|--------|--------|--------------|-------------|
| 十月十五日  | 十月十八日  | 氣高郡鹿野町（旧勝谷村） | 氣高郡鹿野町宮方検診場 |
| " 十六日  | " 十九日  | " 鹿野町        | " 鹿野 "      |
| " 二十一日 | "二十四日  | " 氣高町（旧逢坂村）  | " 氣高町山宮 "   |
| " 二十二日 | "二十五日  | " 青谷町（旧日置谷村） | " 青谷町奥崎 "   |
| " 二十三日 | "二十六日  | " 青谷町（旧青谷町）  | " 青谷 "      |
| " 二十八日 | "三十一日  | " 氣高町（旧宝木村）  | " 氣高町奥沢見 "  |
| " 二十九日 | "十一月一日 | " 青谷町（旧中郷村）  | " 青谷町龜尻 "   |
|        |        | " 紙屋 "       |             |

### 鳥取県告示第四百九十一号

国民健康保険を行う佐治村に対し国民健康保険法（昭和

十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き

佐治村国民健康保険条例及び佐治村国民健康保険運営協

議会条例の制定並びに佐治村条例の一部改正を昭和三十一

年九月二十五日認可した。

昭和三十二年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県告示第四百九十二号

港湾法第三十三条の規定に基き、境港について地方自治

法第二百八十四条第一項の規定により、鳥取県と島根県

とで設立する地方公共団体が港湾管理者となるものとし、

その予定港湾区域及び関係地方公共団体が意見を申出る

べき期間は次のとおりである。

|            |            |              |
|------------|------------|--------------|
| 昭和三十二年十月四日 | 鹿野町（旧小鷺河村） | 鹿野町鷺峰        |
| " 十一月四日    | 青谷町（旧日置村）  | 青谷町山根        |
| " 六日       | 氣高町（旧浜村町）  | 氣高町浜村家畜保健衛生所 |

外の江西端から金毘羅山山頂まで引いた線、同線に接続する同線以東の陸岸及び境港導灯の前灯（北緯三十五度三十二分四十秒、東経百三十三度十四分三十秒）を中心として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた中江ノ瀬戸及び美保湾の海面。ただし昭和二十一年七月農林省告示第五百十五号による境漁港区域のうち、西伯郡境町栄町十九番地北東角から零度五十メートルの地点、岬町百十一番北東角から零度八十メートルの地点東防波堤基部から防波堤に沿い千四百メートルの地点から零度百十メートルの地点に引いた線

- 1 衛生法規大意
  - 2 公衆衛生学大意
  - 3 食品学大意
  - 4 食品衛生学大意
  - 5 栄養学大意
  - 6 調理
- 四 試験実施日時  
昭和三十二年十月二十七日（日曜日）午前九時から午後一時まで
- 五 試験場所  
鳥取、倉吉、郡家、浜村保健所管内  
鳥取県立鳥取西高等学校第二校舎（鳥取市東町）
- 六 受講料 二百円（鳥取県收入証紙を受験願書に記入する。）
- 七 携行品 筆記用具
- 八 受験者は、当日午前八時三十分までに試験場に出頭

## 受験資格

鳥取県立米子西高等学校（米子市西町）

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第二条の規定に基き、昭和三十二年度農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のように行うので公告する。

昭和三十二年十月四日

鳥取県知事 遠藤茂

- 1 衛生法規大意
  - 2 公衆衛生学大意
  - 3 食品学大意
  - 4 食品衛生学大意
  - 5 栄養学大意
  - 6 調理
- 四 試験実施日時  
昭和三十二年十月二十七日（日曜日）午前九時から午後一時まで
- 五 試験場所  
鳥取、倉吉、郡家、浜村保健所管内  
鳥取県立鳥取西高等学校第二校舎（鳥取市東町）
- 六 受講料 二百円（鳥取県收入証紙を受験願書に記入する。）
- 七 携行品 筆記用具
- 八 受験者は、当日午前八時三十分までに試験場に出頭

十九条第二項に規定する施設又は食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第一号に規定する施設において食品の調理業務に二年以上の経験を有するもの。

及び各地点を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海面ならびに東防波堤基部から防波堤に沿い千四メートルの地点までの防波堤の東及び南側の防波堤から幅百メートル以内の海面を除く。

- 二 関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間  
告示の日から一箇月

- 二 申込手続  
1 願書の受付期間  
昭和三十二年十月五日から同年十月二十日まで（郵送の場合十月二十日消印あるものは有効）とする。

鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号）第三条の規定により鳥取県調理士試験を次の要領により実施する。

昭和三十二年十月四日  
鳥取県知事 遠藤茂

## 要領

## 一 受験資格

昭和三十二年十月二十七日において年令十八才以上で

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二

## 証明書

ハ 写真（脱帽上半身で最近六箇月以内に撮影したもの。）

## 三 試験科目

## 四 調理業務に二年以上の経験を有するものである

## イ 履歴書（特に調理に関する経歴を詳細に記入のこと。）

## ロ 調理業務に二年以上の経験を有するものである

## 所に提出する。

## 2 受験のため提出する書類及び提出先

## 受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出する。

## 3 試験科目

該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して三ヶ月以内に卒業見込の者、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校若しくは旧財团法人農民教育協会高等農業講習所において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者、専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）により農業に関する学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教員検定に関する規程（大正十一年文部省令第四号）若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程（明治四十一年文部省令第三十二号）により農業若しくは家政に関する学科目の検定に合格した者

二 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令（明治三十二年勅令第二十九号）による実業学校、旧高等女学校令（明治三十二年勅令第三十一号）による高等女学校、旧中学校令（明治三十二年勅令第二十八号）による中学校若しくは学校法人自由学園高等科を

卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、左のイ若しくはロの職務に從事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの。

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及、指導、奨励又は実務教育

ロ 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関へ一に規定するものを除く。）において農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、当該

試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と二のイ若しくはロの職務に從事した期間又はその通算期間との合計が三年以上に達するもの

四 日本国以外の地域において旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

五 外国にある学校（四の学校を除く。）を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

六 外国の行政機関、教育機関又は団体において農業若しくは家政に関する技術についての試験研究、教育、普及又は指導奨励に從事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育、普及又は指導奨励に從事した者とみなす。

#### 試験実施方法

##### 一 受験出願書類受付期限

昭和三十二年十一月七日（七日消印のものは有効）

##### 二 受験出願書類提出先

鳥取市東町 鳥取県経済部農業改良課

##### 三 試験期日

昭和三十二年十二月十日から十三日まで（毎日九時から十六時まで）

##### 四 試験場所

鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

##### 五 試験項目

試験は筆記試験、実地試験、口述試験に分けて行う。筆記試験は次の必須項目と選択項目について行い、選択項目は次のうち適宜二項目を選定して受験するものとする。

|                     |         |      |    |      |
|---------------------|---------|------|----|------|
| 右のとおり相違ありません。       | 賞罰      | 学歴   | 職歴 | 年月日  |
| 別記第二号様式             |         |      |    |      |
| 本籍地                 | 履歴書     | 年月日  | 氏名 | 年月日  |
| 現住所                 | (ふりがな)  | 名    | 名  | 名    |
| 別記第三号様式             |         |      |    |      |
| 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所 | 受験資格証明書 | 年月日生 | 氏名 | 年月日生 |
| 一 教育に従事した期間及び勤務場所   |         |      |    |      |
| 右相違ないことを証明する。       |         |      |    |      |
| 所属長職名               | 名印      |      |    |      |

| 試験の種類       | 必須項目   | 選択項目   |
|-------------|--|--|
| 農業改良普及員資格試験 | 一 作物及び園芸<br>二 土壤及び肥料<br>三 病害虫<br>四 畜産問題                                | 一 农業機具問題<br>二 農業時事問題   |
| 生活改良普及員資格試験 | 一 被住家庭<br>二 物居健衛<br>三 家庭保健衛生   | 一 農業植物問題<br>二 家畜生理問題<br>三 家畜飼育問題<br>四 農業氣象問題<br>五 家畜生物問題<br>六 家畜物理問題<br>七 家畜護理問題               |
| 農業改良普及員資格試験 | 一 農業一般問題<br>二 農業家庭問題<br>三 農業生物問題<br>四 農業物理問題<br>五 農業護理問題<br>六 農業一般記入問題 | 一 農業一般問題<br>二 農業植物問題<br>三 農業家畜問題<br>四 農業飼育問題<br>五 農業生物問題<br>六 農業物理問題<br>七 農業護理問題<br>八 農業一般記入問題 |

|   |   |
|---|---|
| 1 受験願書(別記第一号様式)   | 3 写真(最近六ヶ月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名刺版で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を記入のこと)     |
| 2 履歴書(別記第二号様式)  | 4 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は試験検定合格証明書                             |
| 5 受験資格を有する者であることを証明する書類(別記第三号様式)                              | 5 受験資格を有する者であることを証明する書類(別記第一号様式)                              |
| 6 筆記試験は新制大学卒業程度で行う。   | 6 実地試験は農民に対し、農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うために必要な科学的技術及び知識について行う。 |
| 7 実地試験は農民に対し、農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うために必要な科学的技術及び知識について行う。 | 8 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。                           |
| 9 出願書類  | 9 農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので関係選択項目                                |
| 本籍地   | 農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので関係選択項目                                  |
| 現住所   | 農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので関係選択項目                                  |
| 氏名(ふりがな)  | 年月日生  |
| 名印  | 名   |